

公益社団法人日本不動産学会
著作権取扱い規則

2010年5月22日決定
2013年4月1日改訂
2013年11月16日改訂

(目的)

第1条 この規程は、日本不動産学会（以下「本学会」という。）が、不動産学の発展のため情報の発信を積極的に行うべきことにかんがみ、本学会が利用するあらゆる情報発信メディア（「日本不動産学会誌」、「日本不動産学会秋季全国大会（学術講演会）論文集」、その他電子媒体を含むあらゆるメディアをいう。）に掲載される著作物（論文、論説、研究、報告、座談会、記事、その他のあらゆる著作物をいう。）に係る著作権の取扱いについて定めることを目的とする。

(適切な契約の締結)

第2条 本学会は、著作者の権利が著作者に帰属する私権であり、適切な契約によらずにはその帰属を変更できないものであることにかんがみ、前条の目的を達するため、著作者と適切な契約を交わすものとする。

(著作権の譲渡)

第3条 本学会は、第1条に定める目的を達するため、前条に定める適切な契約により、情報発信メディアに掲載される著作物の著作権（著作権法第2章第3節第3款に規定するすべての権利をいい、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）について、無償又は有償により、著作者からの譲渡を受けるものとする。

- 2 前項の契約は、投稿された論文等にあつては、別に定める投稿規程に従い、投稿者から、著作権の譲渡を承認する旨の意思表示を得ることにより、また、その他の著作物にあつては、著作者と個別の契約を交わすことにより、行うものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定は、著作者の著作権のみに係るものであり、著作権の譲渡後においても著作者が有する著作者人格権に影響を及ぼすものではない。
- 4 本学会は、情報発信メディアへの掲載に伴い著作権が譲渡された著作物について、著作者自身による利用にも当学会の許諾が必要になること、本学会又は第三者（本学会と著作者本人以外のすべての者をいう。）の利用について著作者は引き続き著作者人格権を行使できること等、著作権譲渡後の権利関係について、著作者に告知を行うものとする。

(利用の許諾)

第4条 当誌等への掲載により著作権が本学会に譲渡された著作物について、第三者から利用の許諾申請があつた場合には、本学会は、無償又は有償により、その利用を許諾することができる。

- 2 前項の許諾を行う場合の対価及び附帯条件並びに当該対価の使用については、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、2013年11月16日から実施し、同日前に当誌に投稿・提出された著作物については、従前の例によるものとする。